

品川区立幼稚園における心身障害児の就園措置に関する要綱

制定 昭和 61 年 12 月 4 日

改正 平成元年 12 月 15 日

改正 平成 5 年 3 月 31 日

改正 平成 7 年 3 月 15 日

改正 平成 14 年 4 月 1 日

改正 平成 17 年 3 月 31 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 17 日 部長決定 要綱第 275 号

改正 平成 24 年 4 月 12 日 部長決定 要綱第 102 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日 部長決定 要綱第 95 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日 部長決定 要綱第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区立幼稚園における心身に障害等を有すると思われる
幼児（以下「幼児」という。）の入園、在園および退園について必要な事項を
定めるものとする。

(措置基準)

第 2 条 教育委員会は、次の各号に掲げる要件を満たすときに、幼児の入園
または在園を許可するものとする。

(1) 介助員の配置により健常児との統合保育が可能であること。

(2) 既存の施設により対応することができること。

(3) その他当該幼稚園の管理運営に著しい影響を与えないこと。

2 教育委員会は、在園中の幼児が前項の要件を満たさなくなったときは、当
該幼児を退園させることができる。

(条件つき入園)

第 3 条 教育委員会は、幼児の入園または在園について条件を付す必要があ
る場合は、当該幼稚園の園長と協議するものとする。

(介助員の配置)

第 4 条 教育委員会は、当該幼稚園の園長の申請により介助員を配置する。

2 介助員は幼稚園教諭免許を有するものを採用する。ただし、教育委員会が
適当と認めた場合は、この限りではない。

3 介助員の配置時間数は、教育課程における週 25 時間以内とし、預かり保育
については必要と認めた時間数を学期単位で配置する。

4 当該幼稚園の園長は、介助員の配置期間の延長が必要な場合は、学期または学年修了の2週間前までに教育委員会に申請しなければならない。

5 介助員を配置された幼稚園の園長は、毎月10日までに、前月における当該幼児の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(措置委員会の設置)

第5条 幼児の入園、在園および退園の取り扱いについて適正な運用を図るため、品川区立幼稚園心身障害児就園措置委員会（以下「措置委員会」という。）を設置する。

(措置委員会の所掌事項)

第6条 措置委員会は、幼児の入園、在園および退園の適否ならびに特別な配慮の要否について検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(措置委員会の組織)

第7条 措置委員会は、つぎの各号に掲げる者をもって構成する。

(ア) 学務課長、保健給食係長、幼稚園担当職員

(イ) 指導主事（幼稚園担当）

(ウ) 幼稚園長会会長・副会長および当該幼稚園の園長・教頭または主任

(エ) 教育委員会の指名する専門医

(オ) その他教育委員会が必要と認めるもの

2 措置委員会には委員長および副委員長を置き、委員長は園長会会長とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会議を招集し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 措置委員会の会議は、委員の要請に基づき委員長が招集し、委員の半数以上の出席をもって開催するものとする。

(措置委員会の事務局)

第9条 措置委員会の事務局を学務課に置く。

(補助執行に伴う読み替え)

第10条 幼稚園事務の補助執行にともない、第7条の規定中「学務課長、保健給食係長、幼稚園担当職員」とあるのは「保育施設運営課長、保育・教育担当主査、入園相談担当主査、保育施設運営課幼稚園担当」と読み替え、前条の規定中「学務課」とあるのは「保育施設運営課」と読み替える。

付 則

1 この要綱は、昭和61年12月4日から施行する。

2 区立幼稚園における障害児等の入園、在園および退園の取扱基準（昭和55年12月制定）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成元年 12 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。